|  |  |
| --- | --- |
| 委　託　契　約　書 | 収　入印　紙 |

　１　委託業務名

　２　委託場所　　　美作市　　　　　地内

　３　委託内容　　　別紙委託業務内容指示書のとおり

　４　委託期間　　　　　　年　　月　　日　から

　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　まで

　５　業務委託料

　　　　　（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 　　　　　　　　　　　　　）

　　　　　　　　〔（　　）の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。〕

　６　契約保証金

　　上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

　　本契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上各自１通を保有する。

　　　　　　　　 年 　　 月 　　 日

　　　発注者　　　岡山県美作市栄町３８番地２

　　　　　　　　　　　美　作　市

　　　　　　　　　　　　　美 作 市 長 　　 　　 　　 　　 　　　印

　　　受注者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書等（委託業務内容指示書、別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の委託期間内に完了し、契約の目的物（以下「成果品」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約書記載の業務委託料を支払うものとする。

３　発注者は、成果品を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の主任技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の主任技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

４　受注者は、この契約若しくは設計図書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者及び受注者における協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

５　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

６　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

７　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

８　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

９　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

10　この契約書及び、設計図書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

11　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

12　この契約に係る訴訟については、発注者の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（契約の保証）

第２条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれか掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

　(1)　契約保証金の納付

　(2)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

　(3)　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

　(4)　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

　(5)　この契約の債務不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

(6)　契約保証人による保証

２　受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

３　第1項各号（第６号を除く。）の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第６項において「保証の額」という。）は、委託金額の10分の１以上としなければならない。

４　受注者が第１項第３号から第５号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第35条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

５　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金の納付に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

６　委託金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託金額の10分の１に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。ただし、既納の契約保証金に対応する委託金額（以下この項において「保証契約金額」という。）と当該増減後の委託金額との差額が保証契約金額の３割以内である場合は、この限りでない。

（契約保証人）

第３条　受注者は、前条第１項第６号の契約保証人を立てようとするときは、受注者と同等以上の資格・能力を有する者１人以上を契約保証人として、所定の様式による保証人承認願を発注者に提出し、その承認があったときは、当該保証人をして所定の様式による保証書を提出しなければならない。

（工程表）

第４条　受注者は、この契約締結後14日以内に業務工程表を作成し、発注者に提出するものとする。

２　発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から７日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

３　この契約の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第１項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前２項の規定を準用する。

４　業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（権利義務の譲渡等）

第５条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

２　受注者は、成果品（未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない

（著作権の譲渡等）

第６条　受注者は、成果品（第23条第１項に規定する指定部分に係る成果品及び同条第２項に規定する引渡部分に係る成果品を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

２　発注者は、成果品が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

３　発注者は、成果品が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

４　受注者は、成果品が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

５　受注者は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、また、第１条第５項の規定にかかわらず当該成果品の内容を公表することができる。

６　発注者は、受注者が成果品の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第１項第９号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（同法第12条の２に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括下請負又は一括委任の禁止）

第７条　受注者は、業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わし、又は委任してはならない。

（一部下請負又は一部委任）

第８条　受注者は、業務の一部を第三者に請け負わし、又は、委任したときは、すみやかに発注者に届け出なければならない。

２　発注者は、業務の遂行につき著しく不適当と認められる下請負者又は受託者があるときは、受注者に対してその変更を求めることができる。

（特許権等の使用）

第９条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第10条　発注者は、受注者の業務の遂行について、自己に代わって監督し、又は、指示する者（以下「監督員」という。）を定めることができる。

２　発注者は、監督員を定めた場合には、直ちに、受注者に通知するものとする。

（現場代理人及び主任技術者）

第11条　受注者は、この委託契約に関し現場代理人及び主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。現場代理人及び主任技術者を変更したときも、同様とする。

２　主任技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料及び履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第14条第１項の規定による請求の受理、同条第２項の規定による決定及び通知、同条第３項の規定による請求、同条第４項の規定による通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

３　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを主任技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

　（照査技術者）

第12条　受注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

２　照査技術者は、前条第1項に規定する主任技術者を兼ねることができない。

　（土地への立入り）

第13条　受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者は、これに協力しなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等に対する措置請求）

第14条　発注者は、現場代理人、主任技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第８条第１項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示し、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

３　受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示し、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

４　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（履行報告）

第15条　受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない

（貸与品等）

第16条　発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格、性能、引渡場所、引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

２　受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、当該引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

３　受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

４　受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

５　受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

（業務の変更・中止等）

第17条　発注者は、必要がある場合には委託内容を変更し、又は業務の遂行を一時中止し、又は打ち切ることができる。この場合において、委託期間又は委託金額を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

２　前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は受注者と協議してその損害を負担するものとする。

（受注者の請求による委託期間の延長）

第18条　受注者は、業務に支障を及ぼす天候の不良その他自己の責めに帰することができない正当な理由により委託期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して委託期間の延長を求めることができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、委託期間を延長しなければならない。この場合において、発注者は、その委託期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは業務委託料について必要と認められる変更を行い、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による履行期間の短縮等）

第19条　発注者は、特別の理由により委託期間を短縮する必要があるときは、委託期間の短縮を受注者に請求することができる。

２　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（臨機の措置）

第20条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

３　発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（一般的損害）

第21条　成果品の引渡し前に生じた損害その他契約の履行に関して生じた損害（次条又は第23条第１項に規定する損害を除く。）は、発注者の責めに帰する場合のほか、すべて受注者が負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第22条　受注者は、契約の履行に関して第三者に損害を及ぼしたときは、発注者の責めに帰する場合のほか、その損害を賠償しなければならない。

（不可抗力による損害）

第23条　成果物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、試験等に供される業務の出来形部分(以下この条及び第34条において「業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険により塡補されたものを除く。以下この条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

４　発注者は、前項の規定による適正な請求があったときは、当該損害の額(業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第６項において「損害合計額」という。)のうち、業務委託料の額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

５　損害の額は、次の各号に掲げる損害の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1)　業務の出来形部分に関する損害を受けた業務の出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2)　仮設物又は調査機械器具に関する損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

６　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の額の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項の規定を適用する。

（検査及び引渡し）

第24条　受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。ただし、発注者又は検査員が必要ないと認めるときは、受注者の立会いは要しないものとする。

３　発注者は、前項の検収によって業務の完了を確認した後、受注者が成果品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果品の引渡しを受けなければならない。

４　発注者は、受注者が前項に規定する申出を行わないときは、当該成果品の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

５　受注者は、業務が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前項の規定を準用する。

６　第２項又は前項の規定による検査又は修補に要する経費は、すべて受注者の負担とし、これに要する日数は、遅延日数に算入しないものとする。

（前金払）

第25条　受注者は、保証事業会社と、契約書記載の成果品の完成の時期を保証期限とし、公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する保証契約を締結して、発注者に対して委託料の10分の３以内の前払金の支払を請求することができる。

２　受注者は、前項の規定による保証証券の寄託に代えて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

３　発注者は、第１項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

４　受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の３に相当する額から受領済みの前払金の額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

５　受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の４に相当する額を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、当該期間内に第28条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

６　前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに業務委託料を増額した場合において、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料未満であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の業務委託料の10分の４に相当する額を差し引いた額を返還しなければならない。

７　第４項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者及び受注者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

８　発注者は、受注者が第４項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

　（保証契約の変更）

第26条　受注者は、前条第３項の規定により前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

２　受注者は、前項に規定する場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

３　受注者は、第１項又は第２項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

４　受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（委託料の支払い）

第27条　受注者は、第24条の規定による検査に合格したときは、委託料請求書により、委託料を請求することができる。

２　受注者は、業務の内容が監理監督に関するものである場合にあっては、当該業務の出来形の率に応じ、その100分の90以内で、所定の様式による中間払請求書により、中間払を請求することが出来る。ただし、この請求は、２ヶ月に１回をこえることが出来ない。

３　発注者は、前２項の規定による請求を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

（部分引渡し）

第28条　成果品について、発注者が設計図書において業務の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下この条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第24条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果品」とあるのは「指定部分に係る成果品」と、同条第４項及び第27条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

２　前項に規定する場合のほか、成果品の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第24条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果品」とあるのは「引渡部分に係る成果品」と、同条第４項及び第27条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

３　前２項の規定により準用される第27条第１項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次に掲げる式により算定する。この場合において、第１号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第２号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、発注者及び受注者が協議して定める。ただし、発注者が前２項において準用する第27条第１項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(1)　第１項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

指定部分に相応する業務委託料×（１－前払金の額／業務委託料）

(2)　前項に規定する部分引渡しに係る業務委託料

引渡部分に相応する業務委託料×（１－前払金の額／業務委託料）

（契約不適合責任）

第29条　発注者は、引き渡された成果品が種類、品質等に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、その成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（遅延料）

第30条　受注者の責めに帰する理由により頭書の委託期間内に業務を完成することが出来ない場合において、委託期間経過後相当の期間内において完成する見込みがあるときは、発注者は、受注者から遅延日数に応じ、委託金額に年2.5パーセントの率を乗じて得た金額の遅延料を徴収して委託期間を延長することができる。

（発注者の任意解除権）

第31条　発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第33条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第32条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　委託期間内に業務が完成しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に業務を完成する見込みがないことが明らかであるとき。

(2)　正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(3)　契約の履行に当たり発注者および発注者の担当職員の指揮監督に従わないとき、又はその職務の執行を妨害し、契約の目的が達せられないとき。

(4)　正当な理由なく、第29条第１項の履行の追完がなされないとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第33条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　この契約の全部を履行することができないことが明らかであるとき。

(2)　受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4)　契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5)　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6)　暴力団（美作市暴力団排除条例（平成23年美作市条例第22号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託代金債権を譲渡したとき。

(7)　第35条又は第36条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8)　受注者（受注者が共同企業体であるときは，その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていることが認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　下請契約又はその他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又はその他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(9)　受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この項において「独占禁止法」という。)第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(10)　受注者（受注者が法人である場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(11)　受注者が自ら又は第三者を利用して、発注者に対して以下のいずれかの行為を行ったとき。

ア　暴力的な要求行為

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ　取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ　風説を流布し、偽計又は威力を用いて発注者の信用をき損し、又は発注者の業務を妨害する行為

オ　その他アからエまでに準ずる行為

(12)　前各号に定めるもののほか、契約の相手方、その代理人、支配人その他の使用人が法令若しくは美作市契約規則又は契約事項に違反し、その違反により契約の目的が達することができないと認められるとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第34条　第32条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第35条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第36条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　契約の内容を変更したため、委託金額が３分の２以上減少したとき。

(2)　契約の履行の中止期間が契約期間の２分の１を超えたとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第37条　第35条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第38条　この契約が解除された場合には、第１条第２項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第28条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

２　発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第23条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下この条及び次条において「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

３　前項に規定する既履行部分委託料は、発注者及び受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第39条　この契約が業務の完了前に解除された場合において、第25条の規定による前払金の支払があったときは、受注者は、解除が第32条、第33条又は次条第１項第３号の規定によるときにあっては当該前払金の額に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第31条、第35条又は第36条の規定によるときにあっては当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、第１項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第25条の規定による前払金の支払があったときは、発注者は、当該前払金の額を第２項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、解除が第32条、第33条又は次条第１項第３号の規定によるときにあっては当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第31条、第35条又は第36条の規定によるときにあっては当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

３　受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、受注者は、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

４　受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場（業務を行うため必要な場所であって、発注者が提供したものをいう。以下同じ。）に受注者が所有し、又は管理する業務の出来形部分、調査機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

５　前項に規定する撤去、修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ当該各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1)　業務の出来形部分に関する撤去費用等　この契約の解除が第32条、第33条又は次条第１項第３号の規定によるときは受注者が負担し、この契約の解除が第31条、第35条又は第36条の規定によるときは発注者が負担する。

(2)　調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等　受注者が負担する。

６　第４項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第１号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

７　第３項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第32条、第33条又は次条第１項第３号の規定によるときは発注者が定め、この契約の解除が第31条、第35条又は第36条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第３項後段及び第４項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（発注者の損害賠償請求等）

第40条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1)　委託期間内に業務を完了することができないとき。

(2)　引き渡された成果品に契約不適合があるとき。

(3)　第32条又は第33条の規定により、業務完了後にこの契約が解除されたとき。

(4)　前３号に掲げるもののほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、委託金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が違約金を徴収する必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1)　 第32条又は第33条の規定により成果品納入前にこの契約が解除されたとき。

(2)　業務完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1)　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2)　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3)　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第１項第１号の場合においては、発注者は、委託金額から既履行部分に相応する代金を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

６　発注者は、第２項の規定により支払われた金額が契約解除により発注者に与えた損害を補填することができないときは、その不足額に相当する金額を受注者から徴収することができる。

７　第２項の場合（第33条第６号及び第８号から第11号までの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第２条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第41条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1)　第35条又は第36条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　第27条第３項（第28条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第42条　発注者は、引き渡された成果品に関し、第24条第３項又は第４項（第28条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

３　発注者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第６項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

４　発注者は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

５　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

６　民法第637条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

７　発注者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

８　引き渡された成果品の契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその指示の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（秘密の保持等）

第43条　受注者は、業務の事務処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

２　受注者は、成果品（設計業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときはこの限りではない。

（紛争の解決）

第44条　この契約について発注者及び受注者の間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者が協議し決定した者に仲裁を依頼しその裁定に従うものとする。

２　前項の紛争解決のために要する費用は、発注者及び受注者が平等に負担するものとする。

（その他）

第45条　この契約書に定めのない事項又はこの契約書に疑義が生じた場合は、必要に応じて、発注者及び受注者が協議して定める。